

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業実施要綱

令和4(2022)年7月1日付け気対第98号

環境森林部長通知

令和5(2023)年3月29日一部改正

令和6(2024)年3月29日一部改正

令和7(2025)年4月1日一部改正

(事業目的)

第1条 事業者用太陽光発電設備等導入支援事業（以下「本事業」という。）は、温室効果ガス排出量の多い産業分野及び業務分野における地球温暖化対策の強化が必要であることに鑑み、中小企業者等による自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池（以下「太陽光発電設備等」）の導入に対し、補助金を交付することにより、県内の温室効果ガスの削減を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (2) 自家消費型太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。（以下「再エネ特措法」という。））第9条第4項に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）又はFeed in Premium制度（以下「FIP」という。）の認定を取得せず自家消費を目的とした太陽光発電設備をいう。
- (3) リースモデル リース事業者が需要家の敷地内に太陽光発電設備等を設置し、維持管理を行う代わりに、需要家がリース事業者に対して月々のリース料金を支払う契約方式をいう。
- (4) オンサイトPPAモデル 太陽光発電設備等の所有者である発電事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有・維持管理等をした上で、当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式をいう。
- (5) 中小企業者等 次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に準じ、別表1に規定する会社及び個人
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号から第9号までに規定する団体
 - ウ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する法人
 - エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する法人
 - オ 国立大学法人、公立大学法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
 - カ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人であって、中小企業基本法第2条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの
 - キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等
 - ク 青色申告を行っている個人事業主
 - ケ その他知事が適当であると認める者
- (6) 事業所 県内に所在する工場又は事務所その他の事業場をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、別表2のいずれかの要件に適合する者であって、次の各号に掲げる全ての要件に適合するものでなければならない。

(1) 県税の滞納がないこと。

(2) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第6条の規定に基づき、次のいずれかに該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）

ウ 法人にあっては、役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(3) 公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、別表3に定める要件の全てに適合するものとする。

2 第1項の事業に係る契約は、本事業に係る実施要綱の施行の日以後に締結されたものに限る。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表4によるものとし、予算の範囲内で交付する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和4（2022）年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5（2023）年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は令和6（2024）年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は令和7（2025）年4月1日から施行する。

別表1 中小企業の要件（第2条関係）

業 種	資本金基準	従業員基準
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員
①製造業、建設業、運輸業、その他（ゴム製品製造業除く。）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③小売業	5千万円以下	50人以下
④サービス業（以下を除く）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

別表2 交付対象者の要件（第3条関係）

項目	内容
補助金の交付対象者の要件	太陽光発電設備等を導入するもので、以下のいずれかに該当すること。 （１）県内に事業所を有する中小企業者等 （２）リースモデルにより（１）に提供するリース事業者 （３）オンサイトPPAモデルにより（１）に提供するPPA事業者

別表3 補助対象事業の要件（第4条関係）

設備	内容
太陽光発電設備	（１）未使用の太陽光発電設備を事業所に導入すること。 （２）次のア、イのいずれかを満たすこと。 ア 本事業により導入する太陽光発電設備で発電する電力量の50%以上を自家消費すること。 イ 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。 （３）再エネ特措法第9条第4項に基づくFIT又はFIPの認定を取得しないこと。 （４）電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給を行わないこと。 （５）発電量を計測する機器を備えること。 （６）本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。 （７）再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次のア～シをすべて遵守していることを確認すること。 ア 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図る

	とともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 イ 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 ウ 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 エ 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。 オ 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う、柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること（屋根置きの場合には省略可能）。 カ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 キ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 ク 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは適切な方法により協力すること。 ケ 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 コ 補助対象設備を処分する際は、関係法令の規定を遵守すること。 サ 補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。 シ 災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
蓄電池	(1) 未使用の定置用蓄電池を太陽光発電設備と一体的に事業所に導入すること。 (2) 20kWh未満：12.5万円／kWh、20kWh以上：11.9万円／kWh 以下（蓄電池本体、蓄電池に係るパワーコンディショナー及び工事費（消費税及び地方消費税は除く））の蓄電システムとなるよう努めること。 (3) 太陽光発電設備により発電した電気を帯電するものであり、平時において深夜電力などで毎日のように系統から充電する

	ものではないこと。 (4) 停電時にのみ利用する非常用予備電源ではないこと。 (5) 20kWh 以上の蓄電池の場合、各市町の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。 (6) 20kWh 未満の蓄電池の場合、申請時点において、国の補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されている製品であること。
共通（リースモデル又はオンサイトPPAモデルにより導入する場合）	(1) リースモデルの場合、リース事業者は、交付された補助金相当分をリース料金から控除すること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。 (2) オンサイトPPAモデルの場合、PPA事業者は、交付された補助金額相当分をサービス料金から控除すること。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

別表 4 補助対象経費及び補助額（第 5 条関係）

補助対象経費	補助額	上限
自家消費型太陽光発電設備導入費	定額：5 万円／kW ※太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力の低い値に乗じて算出（小数点第 2 位以下切り捨て）	出力：100kW
蓄電池導入費	補助対象経費（※）の 1／3 ※蓄電池本体、蓄電池に係るパワーコンディショナー及び工事費（消費税及び地方消費税は除く）	容量：100kWh 1 kWhあたりの価格： ・ 20kWh未満の蓄電池 15万 5 千円 ・ 20kWh以上の蓄電池 19万円